

2016年度 NO. 2 2016. 7. 31

## 目 次

### 1. 魚粉飼料高騰の余波（その7）

大阪府田尻町における違反施設について、7月、テレビ報道（朝日、読売）がなされた。番組では違反施設使用者が膨大な賃料を支払っていたことが明らかにされ、田尻漁業協同組合は民間企業に対し、立ち退きの訴訟を起こしていることが明らかになった。

### 2. 第17回総会概要報告

効果的な広報手段として、当会のフェイスブックを充実させていくことが決まりました。総会後の懇親会には、当会発足当時の会員、加藤昌彦さんが参加してくれました。そこで聞いた耳寄りな話を「コラム」という形で掲載します。今後、会員の活動紹介を随時行っていきます。

### 3. 茨木市は随意契約を適正化せよ II

茨木市の随意契約の実態を明らかにし、その根拠を示せと迫及したところ、多くは根拠条文である地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を主張し、理由も明らかにしてきた。しかし、肝心のごみ収集運搬契約等が理由も明らかにしなかったため、さらに回答を求めたところ、やはり、特定の業者選定のための回答としか思えない。

### 4. コラム アイヌ語の不思議 「日本の地名の謎・探検」

日本の地名の由来を探って行くと、ある共通のルールがあることがわかる。謎解きができることはある種の快感でもある。

### 5. 能勢のダイオキシン処理はやっぱり国崎クリーンセンターで

ダイオキシン汚染焼却灰は福岡県大牟田市で処理されると決まっていたのに、7月8日の新聞報道で、神戸市西区の産廃最終処分場に汚染物が埋め立てられていたことが発覚。神戸市は、この汚染灰は一廃であると主張し、その後、「豊能町環境施設組合」と8月10日までに汚染物を撤去することで合意した。

## 魚粉飼料高騰の余波（その7）

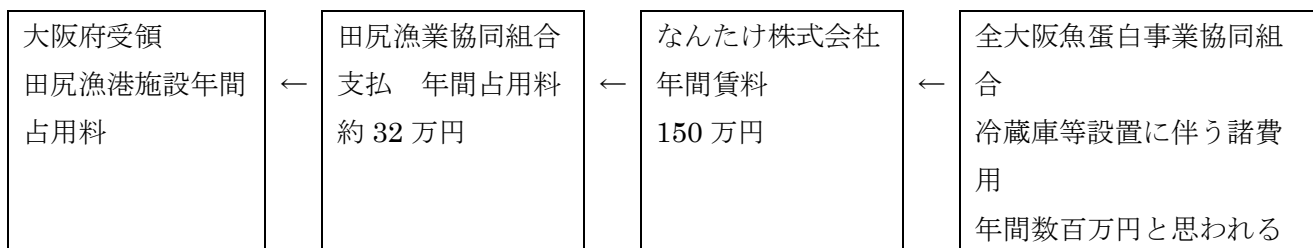
当会が「魚粉資料高騰の余波 1～6」において指摘してきた、大阪府田尻町の違反施設が読売 TV、毎日放送及び朝日新聞で報道されました。また、本年 1 月と 4 月に大阪府が田尻漁業協同組合に対して行った「指導・勧告」文書も行政文書公開請求によって明らかになりました。

7 月 22 日（金）読売 TV 報道 2 回（NNN ストレートニュース。かんさい情報ネット ten。）では、「大阪府 20 年間実態把握せず」「田尻漁港 特定業者が“不法占拠”状態」というタイトルで報道されました。

番組では、違反施設使用者は田尻漁業協同組合に対して年間 150 万円の賃料を支払っていたことや、現在、田尻漁業協同組合が立ち退きの裁判を起こしていることなど新たな事実も明らかになってきました。

また、同日の MBS（ボイス）では夜に報道され、朝日新聞も翌日の関西版で記事となっています。

当会の現在までの調査に基づくと、水産倉庫及び水産倉庫 2 の施設使用料は以下のように考えられます。



当会が最も問題であると指摘している、水産倉庫 2（冷凍冷蔵庫）の年間占用額は 13,420 円となっており、通常の賃料としては考えられない程の安い占用料となっています。また、冷蔵庫設置に伴う諸費用は、電気料金（月額 10 万円超）だけでも高額なものとなります。さらに、占用許可外の土地にも魚アラ容器が大量に置かれていることから考えても相当額の支払いが「なんたけ株式会社」になされているものと思われます。また、「なんたけ株式会社」の支払い賃料と大阪府への占用料の差額は一体どのようなになっているのでしょうか。大阪府は早急に実態の把握を行う必要があります。

### 平成 28 年 4 月 12 日（水第 1143 号）「占用対象施設の使用状況の改善勧告について」

#### 1 対象とする占用許可

- 平成 25 年 4 月 1 日付け大阪府指令水第 1 0 3 8 号  
「水産倉庫 用地 4 7 6. 1㎡ 備考⑦」
- 平成 25 年 7 月 25 日付け大阪府指令水第 1 7 1 1 号  
「水産倉庫 2 用地 4 2. 6 7 8㎡」

#### 2 改善が必要な事項

##### (1) 特定企業による独占的使用の是正

1 に挙げた施設では、特定の企業による排他独占的な使用が行われている可能性があり、占用許可条件第 5 条「許可を受けた者は、許可を受けた漁港施設並びにこれに設置した工作物を第三者に転貸してはならない。」に抵触するおそれがあるため、特定企業による排他独占的な使用とならないようにすること。

##### (2) 土地利用の適正化

当該施設は、土地利用計画上の荷捌所用地に立地しており、水産倉庫として利用することはできないため、当該施設を田尻漁港の漁業活動を支援するための荷捌所として利用すること。

占用許可申請の不許可理由として (2) 土地利用の適正化。当概要地は荷捌所に立地しており、水産倉庫として利用できないとの記載があります。

約 20 年間にわたり水産倉庫として占用許可を与え続けていた実態や、新たに水産倉庫 2 に対して占用許可を与えてきた経過を、大阪

府は明確に説明する必要があると思います。

### 水産倉庫2が設置された経過（平成25年7月20日占用許可申請。同年7月25日許可）

他の漁港施設占用許可申請は3月に行われています。今回の報道によって、「田尻漁業協同組合」はその使用状況を認識せずに、水産倉庫2の占用許可申請されていたことが明らかになった。冷凍冷蔵庫の使用目的が魚アラの保管場所であるとの認識がなかったことになり、「なんたけ株式会社」を通じて占有許可申請を行ったと考えられます。



田尻町施設

平成28年7月7日。全大阪魚蛋白事業協同組合は、不法占拠状態のまま使用を継続しています。

奈良市の全大阪魚蛋白事業協同組合員に対する一般廃棄物限定（食品残渣）の許可要件は鳥取県境港市への直送となっています。また、奈良市は施行令第4条第9号に基づく通知も境港市に行っています。当会が奈良市を訪問し、何度も資料をもとにして、奈良市内の事業系一般廃棄物（魚アラ）が毎日、不法占拠施設に搬入されているという実態をお知らせしていますが、実態調査が実施されていない状況となっています。

橿原市では、田尻町施設を事業系一般廃棄物から有価物への「引渡し」場所として許可を与えています。生駒市は「再生利用指定制度」の規則を制定し、全大阪魚蛋白事業協同組合員には収集・運搬の許可を与えていません。積替・保管の許可なく行うことを禁止しているからです。そのため、生駒市内の魚アラは有価物として田尻町の違反施設に搬入しています。現在、生駒市は有価物として買い取っている市内排出事業者に聞き取りを行うなど実態調査を行っています。

田尻町施設に搬入されている、大阪府内各市町村、奈良県内の各市町村、和歌山市及び兵庫県内各市については現状の実態を把握していない状況となっています。当会としては引き続き資料提供等の協力を行って行きたいと考えています。

**ニュース短信**

◆田尻漁港の土地、1企業が許可なく占用 府が管理する田尻漁港（田尻町）内の土地約500平方メートルが、許可なく民間企業1社に占有されていることがわかった。府は昨年9月以降、土地の許可を持っていた田尻漁業協同組合に使い方を改善するよう指導。漁協は民間企業を相手取り、立ち退きを求める訴訟を起しているという。

府水産課によると、府は今年3月まで、漁協に対し漁港内の約800平方メートルの占有を許可。うち約500平方メートルは水産倉庫として使うはずだったが、民間企業が魚の加工などで独自的に使っていたことが外部指摘を受けて判明。府は4月以降、この約500平方メートルの許可を更新しなかった。漁協は朝日新聞の取材に「裁判中の話なので対応できない」としている。

朝日新聞では1企業が許可なく使用として、水産倉庫と水産倉庫2を使用しているのが民間企業1社としています。水産倉庫2が魚アラの保管場所であることには触れていません。また、読売TV報道及び毎日放送TYにおいても、冷凍冷蔵庫についての使用目的は報道されていません。

水産倉庫2の不法占拠状態が原状回復され、大阪府における魚アラのリサイクルシステムが「大阪府魚腸骨処理対策協議会」設置目的に沿った適正処理がなされるよう、今後も大阪府に対しての働きかけを継続していきたいと考えています。

（杉本 照夫記）

## 第 17 回通常総会の概要報告

第 17 回通常総会は、6 月 19 日（日）、大阪市福島区福島のすも〜き〜事務所で開催され、下記事項が承認可決されましたのでその概要を報告致します。

### 記

#### 1. 平成 27 年度事業報告

実施された主な事業は次の通り。

- ① 情報提供事業（年 6 回の会報発行及びホームページによる情報発信）
- ② 2007 年 7 月から始まった市民派市会議員との「ごみ問題学習会」事業はメンバーが大幅に変わったことに伴い方針を以下のように変更した。
  - ・吹田市はペットボトルを分別収集、トレイはスーパー等のボックスへの持参を呼びかけ、雑多なプラスチックをリサイクルする容リプラの分別は実施せず焼却ごみ扱いを続けている。この方法を推進し、国の政策に反論するため、本格的に取り組む。
  - ・豊中市・伊丹市クリーンランドの焼却施設建設問題に引き続き関わり、高層住宅での高層階での塩化水素濃度の測定を検討するという回答を引き出したが実施させることはできなかった。しかし、豊中市元市議や尼崎市議から今後の取り組み方のヒントをもらうことができた。
  - ・国の随意契約制限方針の具体化策を学習し、乙訓市・茨木市などの随意契約の改善手法を学び実践する手がかりを得ることができた。
- ③ 廃パソコンのリサイクル運搬事業を実施し、茨木市民が協力してくれた約 10 台の廃パソコンを、会員の K N I 施設まで運搬した。
- ④ N P O 法人シティズンホームライフ協会の「大阪の食品残渣を活用した農畜産部材利用の手作り餃子の試食会」事業に協力し、寝屋川市・羽曳野市・豊中市でのイベントで試食を行った。
- ⑤ 茨木市がごみ収集業務を違法な随意契約で長年続けていることの是正に取り組み、違法性を証明できる行政資料の入手に成功し、翌年度に繋げた。
- ⑥ 魚蛋白飼料原料の収集運搬事業の是正に取り組み、違法な運搬を繰り返し、違法な施設に持ち込んでいる業者や漁業組合を糺す活動を続けた。

#### 2. 平成 27 年度収支報告（単位：円）

##### 【収入の部】

前期繰越	1,637,729
当期収入	
会費	187,500
寄付	12,000
雑収入	0
計	199,500
合 計	1,837,229

##### 【支出の部】

当期支出		
事業費	139,726	
管理費	103,779	
計	243,505	
次期繰越	1,593,724	
合 計	1,837,229	

### 3. 平成 28 年度事業計画

主な事業計画は次の通り。

① 情報提供事業

年 6 回の会報発行及び会報の HP 掲載による情報発信を継続する。フェイスブックを使えるよう改善する。

② 市民派市議員を中心にした「ごみ問題学習会」を今年度も 2 か月に 1 回のペースで行い、容リプラリサイクル問題の是正に取り組む。

③ 大阪市環境局との協同事業の一つである、紙ごみ回収システムの再編事業を、大阪ごみ減量推進会議の一員として積極的に実践する。

④ 廃棄物処理法、小型家電リサイクル法、それに関連する条例、要項などの改正問題に積極的に取り組む。この一環としてイクル各市が採用しつつある無料の小型家電リサイクルシステムの現状を調査する。

⑤ 茨木市の随意契約によるごみ収集業務の違法性を明らかにできる報告書を作成し、関係諸機関に訴える。

⑥ 魚蛋白飼料原料の収集運搬事業の是正に引き続き取り組み、会報に報告する。

⑦ 容リプラリサイクルの是正に取り組む市町を調査し、是正方法を会報に報告する。

⑧ 大阪市中央卸売市場の構内清掃業務契約の現状を調査する。

⑨ これからの会運営の改善をめざし、会員との懇談会を実施する。

⑩ 大阪ごみ減量推進会議の一環として大阪市、再生資源事業者、他団体と協働活動を行う。

### 4. 平成 28 年度収支予算 (単位：円)

【収入の部】

前期繰越	1,637,729
当期収入	
会費	180,000
寄付	0
雑収入	0
計	180,000
合 計	1,817,729

【支出の部】

当期支出	
事業費	140,000
管理費	120,500
予備費	50,000
計	310,500
次期繰越	1,507,229
合 計	1,817,729

### 5. 役員選任

役員任期満了に伴い役員選任を行った。結果は次の通り理事 6 名、監事 2 名が選任された。

理事 森住明弘 平川司 水川晶子 杉本照夫 山下宗一 吉田義晴

監事 川上幸男 千代延明憲

「なお、通常総会終了直後に開催された平成 28 年度第 2 回理事会において、互選により理事長森住明弘、副理事長平川司、同水川晶子 が選任されました。」

以 上

<文責：水川>

## 茨木市は随意契約を適正化せよ II

先月号では、私が情報公開により獲得した資料16頁分を分析した結果、①茨木市の随意契約は、平成27年4月1日から平成28年1月22日までに契約締結したものが光熱水費、電話料金等を除いて4352件以上あり、地方自治法施行令第167条の2第1条に該当するものがほとんどで、別表5の基準金額を超える件数が528件もありました。②そのなかに普通ごみ収集運搬契約7件も含まれること、③随意契約するには総務省の指導に従い必ず理由を書かなければいけないのに、理由が全く書かれていない件数は134件もあり、すべて「見積合せ」方式による契約であることを明らかにしました。④他の千件以上の随意契約には「理由」が全て書かれているので情報公開担当課に「見積合せ」方式の134件も各担当課に「理由」を書かせるべきであると申し入れました。5月27日に回答が出てきましたが、肝心の普通ごみ収集運搬契約を所管する課を含む産業環境部からは理由が出されませんでした。そこで、産業環境部全ての業務名について、理由を出させるべきと申し入れました。待つこと半月以上経った6月27日ようやく回答が出されました。結果は、担当課全て同じ文でした。

それを見てくださいと

(1) 根拠条文：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号になっています。

この号は、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の契約で、収集委託等がこれに該当するとは言えません。第2号は、入札応募の業者がほとんど出てこない、入札すると過度な費用が掛かる、その業者が専門的なノウハウや技術を持っている等の場合に限って随意契約できるということです。茨木市はごみ収集運搬契約が競争入札に適しない契約であることを「理由」に書かなければならないことに気づいたのです。

(2) 契約方式：「見積合せ・単価契約（事前準備行為）」

「見積合せ」とは複数の業者が提出した見積書を担当課が比べるという方式ですがこれを事前準備行為として行ったと書いてあります。なぜ事前準備行為が必要になったのかは次に書いていました。

(3) 理由等：4月から委託業務を実施する必要があるが、年度開始前の入札行為ができないため、事前準備行為として複数の業者から見積りを徴収し、見積合わせを行っている。なお、一般廃棄物の処理の委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に定められた委託基準に従って行わなければならないため、契約の相手方が同条に規定する受託者の要件を満たすよう、必要な選考基準を設け、見積り合わせを実施している。

と書かれています。

「理由」に書かれた事前準備行為とは翌年度の4月の前に契約先を「内定」させておき、4月になると正式に契約する契約にするという意味です。こんな言い分が正しいとごみ収集運搬契約はどの市町村であろうと随意契約しかできないこととなります。しかし現実には大阪市や門真市が競争入札制度を導入していることは2015年度NO5号（1月発行）で詳しく書きました。もう一度重要部分のみを以下に転載します。茨木市と違って、事前準備期間をきっちり取っています。

さらに、茨木市は、「廃掃法施行令第4条に定められた委託基準に従う必要があるため・・・見積合わせをしている」と言っていますが、この施行令は茨木市から委託を受けることができる業者が満たすべき要件を書いており、茨木市は三業者がすでに要件を満たしていることを確認しているので、「理由」に書く必要のない事柄です。法律に詳しくない市民を欺こうとしているのです。

茨木市の入札行為は直前・間際になっての行為になっており、準備もままならないままの行為なので、

特定の業者を選定するためとしかいえません。 茨木市は、直ちに、随意契約を適正化すべきです。

### 茨木市のごみ収集委託業者選定の流れ

	1月	2月	3月	4月1日
茨木市	業務委託するための起案 業者選定会議	業者に見積書 提出させる	業者決定	契約

### 門真市、大阪市の業者選定の流れ

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月1日
門真市	業務委託する ための起案	広報	申請受付 質問回答 &書類審査	入札 業者選定審 議会の後、 業者選定	準備	期間	契約
大阪市	業務委託する ための起案	広報 H. P	申請受付 質問回答 &書類審査	入札 業者決定	準備	期間	契約

(山下 宗一記)

## コラム アイヌ語の不思議

### 「日本の地名の謎・探検」

加藤 昌彦

日本の地名をじっくり見ていくと、これは何だろうという名前がたくさんある。

日常生活は毎日、忙しい。そういうことに疑問を持つと、時間がいくらあっても足りない。というわけで、関心を持っていても、放っておかざるをえない。

しかし、暇をもつ人間は、それに取りつかれてしまう。私もその一人だ。

6年前、私は北海道に行き、列車で旅をしていた時、持参の本で読み残った本は、知里真志保さんの『アイヌ語地名小辞典』（1956年初版）しかなかった。

読みはじめて、pira という項目まで来たとき、これは「崖」と意味し、pira-ka は「崖の上」と出ている。ta を調べると、「そこ」とある。その当時、私の勤務地は枚方であったので、ちょうど符号した。心の中で小躍りした。

枚方は生駒山系から西に、枚方丘陵が伸びてきている。その一つに一番西に延びだしたのが、現在、京阪沿線がその山裾を縫っている丘陵がある。ここが本家の枚方である。枚方がついている地名は、枚方元町、枚方山之上町のふたつしかない。

この地は、江戸時代に描かれた絵でも、崖地がかかっている。京街道の宿場町としても有名で、この崖地はワンセットの地域にある。またここは古墳があり、古くから人々が住んでいたことがわかる。縄文人は魚貝の採集に都合がよく、風水害につよい高地に居を構えた。

しばらくして、『日本国語大辞典』（1972年 小学館刊）で「枚方」をしらべると、すでに戦前、イギリス人の宣教師ジョン・パチェラーが解明されておられた。

枚方市が2001年に発行している『郷土枚方の歴史 改訂版』（枚方市史編纂委員会編）でも、一つの仮説としてアイヌ語から解析できることが書かれている。

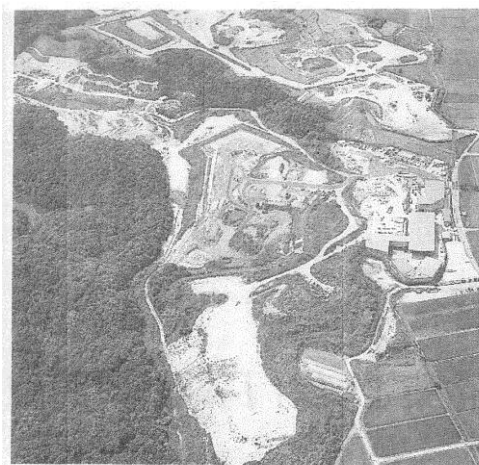
私の地名病はここから始まった。

## 能勢のダイオキシン処理はやっぱり国崎クリーンセンターで！

昨年の当会会報（NO3、9月号）で能勢のダイオキシン入りドラム缶198本が福岡県の大牟田市の三井製錬で処理されることになったと報告しました。ところが、今年の7月8日にこのうち163本分は神戸市内の産業廃棄物埋立地で処分されたこと、7月22日には残りの35本が茨城県稲敷市内の民間研究所で燃焼させたと報道され、豊能郡環境施設組合は混乱の極みになり、産廃だから神戸市や稲敷市に通知する必要がないと居直っていましたが、神戸市に叱られ8月10日迄に撤去すると約束させられました。

昨年の9月号では、引受先の三井精錬が5月に2回も施設組合を訪ね3ヶ月後の8月に持ち出したからには、施設組合も三井精錬も大牟田市もドラム缶198本は産業廃棄物でなく一般廃棄物だから以下のような廃棄物処理法を遵守し適法に処分する必要があるということは十分承知していたと思っていました。

先ず一般廃棄物は管轄する市町村内で処理することが大原則ですが、やむを得ない場合には市町村外で処理してもよいと廃棄物処理法施行令4条の九に書かれています。ただ黙ってするのは非常識なので、九のイ項では、「該当する市町村に以下の4項目を通知すること」と書いています。4項目はどれも常識的なことで①三井精錬の施設が確かに大牟田市内にあること、②受託したところは三井精錬であること、③三井精錬に処理委託したのはダイオキシン入りの一般廃棄物であるドラム缶198本であること、④処分を開始する年月日を書くことの4項目ですから、施設組合はまさかこれらを怠ったとは思えません。念のため大牟田市に確認すると昨年8月頃「通知」と「付属書類」を受け取ったとのことでした。「付属書類」には三井精錬が今年の3月31日迄に処理をするという契約書類もあったのですが、三井精錬は今年2月頃契約を破棄することを決め施設組合に伝えたとのことです。ところが新聞報道では『住民の反対などで頓挫』と書かれています。大牟田市の担当者の話では反対する住民運動は確認していないとのことです。マスコミは嘘を書いているのです。



■ダイオキシン問題 撤去始まる

大阪府能勢町と豊能町でつくる豊能郡環境施設組合が、ダイオキシンを含む廃棄物を神戸市に無断で埋め立て処理していた問題で、廃棄物の撤去作業が1日、神戸市西区の最終処分場＝写真、本社ヘリから、豊間根功智撮影＝で始まった。組合側は10日までに豊能町の山林に用意した仮置き場に搬入する予定。廃棄物は、能勢町のごみ焼却施設「豊能郡美化センター」（廃炉）から出たもので、神戸市の要請で撤去を開始。この日は、土砂に埋まった廃棄物を重機で掘り起こし、袋に詰める作業をした。5日ごろからトラックで運び出す予定。

三井精錬は、廃棄物処理法14条の4の17項の規定に従い、特別管理一般廃棄物であるダイオキシン入りのドラム缶を周辺の環境を汚染することなく処理できる設備を持っていると国が認定した施設を持っていることも、大牟田市は確認し議会にも報告しているとのことです。

国崎クリーンセンターは一廃処理施設ですが、三井精錬と同じようにダイオキシンを適切に処理する能力がある施設であることは本会報2013年度NO5、NO6、2014年度NO1で詳しく述べました。ですから豊能郡環境施設組合は国崎クリーンセンターを運営する猪名川上流広域ごみ処理施設組合に、法に従いきちんと「通知」すれば、国崎クリーンセンターは“住民の理解が得られない”などと言って処理を断ることはできないのです。当会はこの説明を豊能町・能勢町、川西市、猪名川町住民に説明して、国崎クリーンセンターで処理することが適切であると理解してもらいたいと切望しています。

（森住 明弘記）